

習志野市光輝く高齢者未来計画2027

(高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画) 骨子案について

1. 計画の概要

(1) 高齢者保健福祉計画

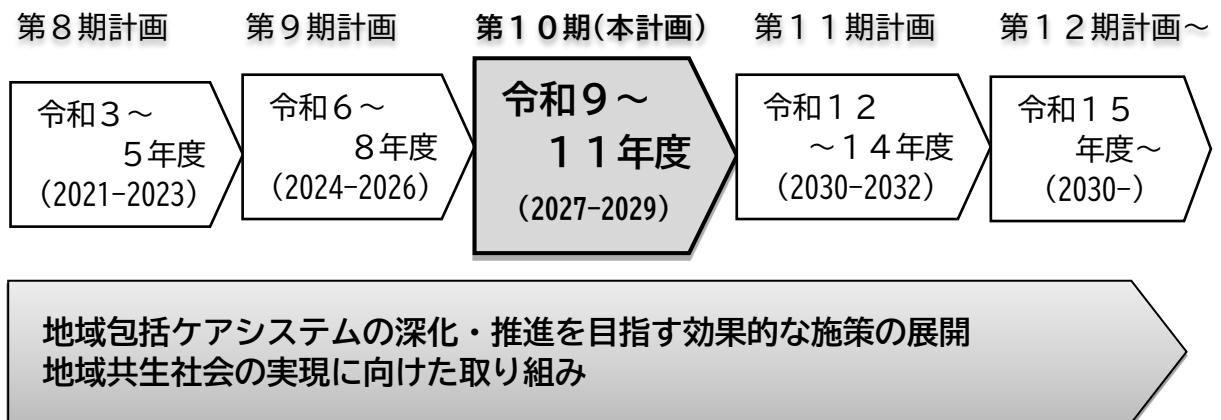
老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して市が定める計画です。

(2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して市が定める計画です。

⇒2つの計画は、一体のものとして作成するよう定められています。

(3) 計画期間



2. 計画策定の背景と計画の基本理念

日本における高齢化は進行を続けており、本市における高齢化率は令和8(2026)年4月時点で23.7%ですが、令和22(2040)年には31.0%になると推計しております。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加していることや、地域社会や家族関係が希薄化するなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化してきております。さらに、令和22(2040)年にかけて就労可能な現役世代の減少も予測されております。

こうした中でも高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいく必要があります。

また、個人や世帯が抱える課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながり、課題を解決していく地域をともにつくる、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

4. 第10期計画策定にあたり国が示す基本指針について

国は、第10期計画の策定に向け、社会保障審議会介護保険部会において議論を行い令和8年3月26日付事務連絡「第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について」を発出し、市町村における計画策定の方向性を下記のように示しました。その後、7月15日に実施された全国介護保険担当課長会議において基本指針案が提示され、今後、分科会の協議や他部局との協議を経て第9期と同様に12月頃基本指針が告示されるとみられます。

（1）第10期計画策定に係る背景

第10期計画は、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、増加する介護ニーズへの対応と、生産年齢人口の減少による介護人材不足への対応を両立させながら、持続可能な介護サービス提供体制を構築していくことが求められています。

また、地域ごとに異なる人口動態や介護需要の変化を踏まえ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることが重要とされています。

（2）第10期計画策定に向けた主な方向性

- ①2040年を見据えた中長期的な介護需要やサービス基盤の分析・整備を進めること。
- ②地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ること。
- ③介護人材の確保、生産性向上、DXの推進などにより、持続可能な介護サービス提供体制を構築すること。

5. 認知症施策推進計画の策定について

全国的な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数の増加が見込まれております。

認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが重要な課題となっています。

こうした中、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。同法では、認知症の有無にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指すべく、認知症施策推進計画の策定が義務化されました。

計画策定にあつては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、国の認知症施策推進大綱等の内容も踏まえながら、第10期計画と一体的に策定します。